

令和5年5月2日

生徒・保護者等の皆様

県立米沢工業高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

日頃より本校の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、このたび、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染法上の位置付けが5類感染症に変更されることに伴う文部科学省および山形県教育委員会からの通知を踏まえ、下記のように対応することとしました。

つきましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルスへの感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は「発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症日	自 宅 療 養 期 間					登校可能 マスク着用を推奨				

2. 同居家族に感染者がいた場合、以前であれば濃厚接触者として自宅待機（出席停止扱い）とされていましたが、今後は生徒本人の体調に異常がなければ、（感染が確認されていなければ）登校は可能です。登校する場合にはマスク着用を推奨します。本人や保護者等の判断で登校を控えた場合には原則として欠席扱いとなります。
3. 生徒本人に風邪症状等がみられ、学校を休んだ場合、以前であれば自宅療養（出席停止扱い）とされていましたが、今後は原則として欠席扱いとなります。症状が軽微で登校する場合にはマスク着用を推奨します。
4. 同居家族に風邪症状等がみられた場合、以前であれば自宅待機（出席停止扱い）とされていましたが、今後は生徒本人の体調に異常がなければ登校は可能です。登校する場合にはマスク着用を推奨します。本人や保護者等の判断で登校を控えた場合には原則として欠席扱いとなります。

（裏面へ）

5. ワクチン接種や副反応のために学校を休んだ場合、以前であれば出席停止扱いとされていましたが、今後は原則として欠席扱いとなります。授業等に支障がないように予約するようお願いいたします。

6. 季節性インフルエンザへの対応も上記に準じます。ただし、季節性インフルエンザの出席停止の期間は「発症した後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」となります。